四半期報告書

(第5期第2四半期)

株式会社 池田泉州ホールディングス

(E23250)

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監 査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込 んでおります。

株式会社 池田泉州ホールディングス

目 次

第5期 第2四半期 四半期報告書
【表紙】
第一部 【企業情報】
第1 【企業の概況】
1 【主要な経営指標等の推移】2
2 【事業の内容】
第 2 【事業の状況】
1 【事業等のリスク】
2 【経営上の重要な契約等】6
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】6
第3 【提出会社の状況】16
1 【株式等の状況】16
2 【役員の状況】22
第4 【経理の状況】23
1 【中間連結財務諸表】24
2 【その他】63
3 【中間財務諸表】64
4 【その他】71
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】72

中間監査報告書

確認書

頁

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成25年11月22日

【四半期会計期間】 第5期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社池田泉州ホールディングス

【英訳名】 Senshu Ikeda Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤 田 博 久

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号

【事務連絡者氏名】 企画部長 前 野 博 生

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号

株式会社池田泉州ホールディングス 企画部

【電話番号】 大阪(06)4802局0013番

【事務連絡者氏名】 企画部長 前 野 博 生

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度中間 連結会計期間	平成24年度中間 連結会計期間	平成25年度中間 連結会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	58, 257	54, 713	53, 856	115, 952	111, 558
連結経常利益	百万円	4, 206	4, 908	7, 189	10, 905	12, 806
連結中間純利益	百万円	4, 096	3, 892	5, 650		
連結当期純利益	百万円				3, 810	10, 102
連結中間包括利益	百万円	10, 698	2, 432	1, 162		
連結包括利益	百万円				4, 995	30, 132
連結純資産額	百万円	179, 344	159, 926	182, 729	163, 311	185, 389
連結総資産額	百万円	4, 908, 230	4, 992, 989	5, 157, 567	4, 992, 667	4, 994, 458
1株当たり純資産額	円	523. 63	482. 81	581. 10	489. 26	591. 97
1株当たり中間純利益金額	円	17. 32	16. 53	23. 90		
1株当たり当期純利益金額	円				7. 43	35. 80
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	17. 32	16. 52	23. 88		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円				7. 43	35. 77
自己資本比率	%	3. 62	3. 18	3. 34	3. 24	3. 53
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	99, 060	△18, 678	161, 231	116, 999	△77, 395
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△133, 727	△9, 898	△86, 243	△124, 263	58, 346
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△3, 076	△7,774	5, 127	△3, 243	△16, 877
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	103, 492	94, 711	175, 478	130, 996	95, 361
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3, 161 [1, 314]	3, 102 [1, 205]	3, 029 [1, 201]	3, 078 [1, 279]	3, 012 [1, 200]

- (注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
 - 2 当社は、平成24年8月1日に、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式について、それぞれ、5株を 1株の割合で併合いたしました。平成23年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産 額、1株当たり中間純利益金額、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額、1株当たり当期純利益金額及び 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 - 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 4 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計-(中間)期末新株予約権-(中間)期末少数株主持分)を(中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
営業収益	百万円	6, 812	6, 054	10, 585	7, 206	6, 434
経常利益	百万円	6, 333	5, 677	10, 116	6, 340	5, 664
中間純利益	百万円	6, 349	5, 666	10, 091		
当期純利益	百万円				6, 334	5, 649
資本金	百万円	72, 311	72, 311	72, 311	72, 311	72, 311
発行済株式総数	千株	111,000	14, 800	7, 400	普通株式 1,192,293 第一種優先株式 74,000 第二種優先株式 115,625	7, 400
純資産額	百万円	197, 811	188, 004	183, 037	187, 648	177, 869
総資産額	百万円	199, 988	190, 185	196, 619	189, 697	190, 891
1株当たり中間純利益金額	円	26. 86	24. 07	42. 68		
1株当たり当期純利益金額	円				18. 14	16. 90
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	26. 85	24. 06	42. 66		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円				18. 13	16. 89
1株当たり配当額	円	_	_	_	普通株式 3.00 第一種優先株式 196を18.5で 除した額 第二種優先株式 204を18.5で 除した額	980を18.5で 除した額
自己資本比率	%	98. 89	98. 83	93. 06	98. 88	93. 14
従業員数	人	9	3	3	9	3

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 当社は、平成24年8月1日に、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式について、それぞれ、5株を 1株の割合で併合いたしました。平成23年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり中間純利 益金額、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額を算定しております。
 - 3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計一(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容の変更並びに主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

[証券業務]

株式取得に伴い、金融商品取引業を営む池田泉州TT証券株式会社を連結子会社にし、事業の内容に 証券業務を追加しております。

[クレジットカード業務]

株式会社ジェーアイと株式会社泉州カードは、平成25年7月1日をもって存続会社を株式会社ジェーアイとして合併し、社名を株式会社池田泉州JCBに変更しております。

この結果、平成25年9月30日現在では、当社及び当社の関係会社は、当社、子会社31社(うち連結子会社30社)及び関連会社3社(うち持分法適用関連会社3社)により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当 社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

経営成績の分析

① 連結粗利益

当第2四半期連結累計期間の連結粗利益については、役務取引等利益が18億33百万円増加しましたが、資金利益並びにその他業務利益がそれぞれ25億16百万円並びに75億79百万円減少したことから、前第2四半期連結累計期間比82億63百万円減少して、335億23百万円となりました。

イ 資金利益

当第2四半期連結累計期間の資金利益については、預金利息並びに借用金利息などの資金調達費用が前第2四半期連結累計期間比3億31百万円減少しましたが、貸出金利息並びに有価証券利息配当金などの資金運用収益も前第2四半期連結累計期間比28億46百万円減少したことから、前第2四半期連結累計期間比25億16百万円減少して、267億92百万円となりました。

口 役務取引等利益

当第2四半期連結累計期間の役務取引等利益については、投資信託・保険販売業務などを中心に 役務取引等収益が前第2四半期連結累計期間比17億73百万円増加し、役務取引等費用が59百万円減 少したことから、前第2四半期連結累計期間比18億33百万円増加して、74億89百万円となりました。

ハ その他業務利益

当第2四半期連結累計期間のその他業務利益については、国債等債券関係損益が前第2四半期連結累計期間比67億83百万円減少したことを主因として、前第2四半期連結累計期間比75億79百万円減少して、7億58百万円の損失となりました。

② 経常利益

当第2四半期連結累計期間の経常利益については、連結粗利益が前第2四半期連結累計期間比82億63百万円減少して、335億23百万円となりましたが、営業経費も前第2四半期連結累計期間比6億39百万円減少して、265億60百万円となりました。また、株式等関係損益は前第2四半期連結累計期間比25億37百万円改善して、8億円の利益となり、不良債権処理額も前第2四半期連結累計期間比61億46百万円減少して、20億13百万円となったことなどから、前第2四半期連結累計期間比22億81百万円増加して、71億89百万円となりました。

③ 中間純利益

当第2四半期連結累計期間の中間純利益については、経常利益が前第2四半期連結累計期間比22億81百万円増加して、71億89百万円となりましたが、負ののれん発生益の減少並びに持分変動損失の発生を主因として、特別損益が前第2四半期連結累計期間比6億11百万円減少して、1億58百万円の損失となったことなどから、前第2四半期連結累計期間比17億58百万円増加して、56億50百万円となりました。

主要損益の状況

	前第2四半期連結累計 期間(A)(百万円)	当第2四半期連結累計 期間(B)(百万円)	増減(B)-(A) (百万円)
連結粗利益	41, 786	33, 523	△8, 263
資金利益	29, 308	26, 792	△2, 516
役務取引等利益	5, 656	7, 489	1, 833
その他業務利益	6, 821	△758	△7, 579
営業経費(△)	27, 199	26, 560	△639
不良債権処理額(△)	8, 159	2, 013	△6, 146
株式等関係損益	△1,737	800	2, 537
持分法による投資損益	7	17	10
その他	212	1, 422	1, 210
経常利益	4, 908	7, 189	2, 281
特別損益	453	△158	△611
税金等調整前中間純利益	5, 361	7, 030	1, 669
法人税等合計(△)	1, 035	1, 122	87
法人税、住民税及び事業税(△)	1, 019	590	△429
法人税等調整額(△)	16	531	515
少数株主損益調整前中間純利益	4, 325	5, 908	1, 583
少数株主利益(△)	433	257	△176
中間純利益	3, 892	5, 650	1, 758

連結粗利益=(資金運用収益-資金調達費用)+(役務取引等収益-役務取引等費用)

+ (その他業務収益ーその他業務費用)

セグメントの業績につきましては、当社グループの報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

財政状態の分析

① 預金残高

当第2四半期連結会計期間の預金残高は、銀行業務において、個人預金・法人預金とも増加したことを主因として、前連結会計年度比573億円増加し、4兆5,481億円となりました。

	前連結会計年度(A) (百万円)	当第2四半期連結会計 期間(B)(百万円)	増減(B)- (A) (百万円)
預金	4, 490, 736	4, 548, 113	57, 377
うち個人預金	3, 619, 531	3, 650, 561	31, 030

② 貸出金残高

当第2四半期連結会計期間の貸出金残高は、銀行業務において、事業性貸出金は増加しましたが、 住宅ローンを中心として個人ローンが減少したことを主因として、前連結会計年度比131億円減少 し、3兆5,650億円となりました。

	前連結会計年度(A) (百万円)	当第2四半期連結会計 期間(B)(百万円)	増減 (B) - (A) (百万円)
貸出金	3, 578, 225	3, 565, 029	△13, 196
うち住宅ローン	1, 721, 077	1, 697, 903	△23, 174

③ 有価証券残高

当第2四半期連結会計期間の有価証券残高は、銀行業務において、国債が減少しましたが、外国証券が増加したことを主因として、前連結会計年度比773億円増加し、1兆2,465億円となりました。

	前連結会計年度(A)	当第2四半期連結会計	増減(B)-(A)
	(百万円)	期間(B)(百万円)	(百万円)
有価証券	1, 169, 201	1, 246, 596	77, 395

① 国内·国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国際業務部門で前第2四半期連結累計期間比10.1% 増加しましたが、国内業務部門では前第2四半期連結累計期間比9.7%減少した結果、合計では前第2四半期連結累計期間比8.6%、25億12百万円減少しました。

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収支は、国際業務部門で前第2四半期連結累計期間比100.0%減少しましたが、国内業務部門では前第2四半期連結累計期間比33.3%増加した結果、合計では前第2四半期連結累計期間比32.4%、18億33百万円増加しました。

当第2四半期連結累計期間のその他業務収支は、国内業務部門では前第2四半期連結累計期間比101.0%減少し、国際業務部門でも113.5%減少した結果、合計では前第2四半期連結累計期間比111.1%、75億79百万円減少しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
性規	州加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	27, 596	1,730	29, 327
頁 並	当第2四半期連結累計期間	24, 910	1, 905	26, 815
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	32, 107	2, 115	52 34, 169
プロ貝並連用収益	当第2四半期連結累計期間	29, 005	2, 392	74 31, 323
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	4, 510	384	52 4, 842
アの真並拠注負用	当第2四半期連結累計期間	4, 095	487	74 4, 507
 役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	5, 618	37	5, 656
仅伤以引守以入	当第2四半期連結累計期間	7, 489	$\triangle 0$	7, 489
うち役務取引等	前第2四半期連結累計期間	8, 094	113	8, 208
収益	当第2四半期連結累計期間	9, 887	94	9, 981
うち役務取引等	前第2四半期連結累計期間	2, 475	75	2, 551
費用	当第2四半期連結累計期間	2, 397	94	2, 492
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1, 285	5, 535	6, 821
ての他未務収文	当第2四半期連結累計期間	△13	△745	△758
うちその他業務	前第2四半期連結累計期間	1, 599	5, 844	162 7, 281
収益	当第2四半期連結累計期間	4, 207	797	68 4, 936
うちその他業務	前第2四半期連結累計期間	313	308	162 459
費用	当第2四半期連結累計期間	4, 221	1, 542	68 5, 694

- (注) 1 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引であります。
 - 2 国際業務部門は、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
 - 3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間19百万円、当第2四半期連結累計期間23百万円)を控除して表示しております。
 - 4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
 - 5 その他業務収益及びその他業務費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間で相殺される金融派生商品損益であります。

② 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の国内業務部門の役務取引等収益は、投資信託・保険販売業務を中心に前第2四半期連結累計期間比22.2%増加し、98億87百万円となり、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比3.2%減少して、23億97百万円となりました。また、国際業務部門の役務取引等収益は94百万円となり、役務取引等費用は94百万円となりました。この結果、全体の役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間比21.6%増加して、99億81百万円となり、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比2.3%減少して、24億92百万円となりました。

144石	#80()	国内業務部門	国際業務部門	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
②L3を正式とない口→+	前第2四半期連結累計期間	8, 094	113	8, 208
役務取引等収益	当第2四半期連結累計期間	9, 887	94	9, 981
うち預金・貸出	前第2四半期連結累計期間	1, 246	_	1, 246
業務	当第2四半期連結累計期間	1, 420	_	1, 420
こと 英井光改	前第2四半期連結累計期間	1, 108	113	1, 221
うち為替業務	当第2四半期連結累計期間	1, 095	93	1, 188
ると訂光則古光效	前第2四半期連結累計期間	85	_	85
うち証券関連業務	当第2四半期連結累計期間	75	_	75
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	200	_	200
7611年来伤	当第2四半期連結累計期間	186	_	186
うち保護預り・	前第2四半期連結累計期間	284	_	284
貸金庫業務	当第2四半期連結累計期間	286	_	286
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	962	0	962
りの休祉未務	当第2四半期連結累計期間	922	1	923
うち投資信託・	前第2四半期連結累計期間	3, 040	_	3, 040
保険販売業務	当第2四半期連結累計期間	4, 676	_	4, 676
犯效形引效弗用	前第2四半期連結累計期間	2, 475	75	2, 551
役務取引等費用	当第2四半期連結累計期間	2, 397	94	2, 492
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	220	75	296
ソり荷省耒伤	当第2四半期連結累計期間	220	94	314

⁽注) 1 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引であります。

² 国際業務部門は、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

③ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

全 拓	#90(国内業務部門	国際業務部門	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	4, 420, 904	16, 487	4, 437, 392
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	当第2四半期連結会計期間	4, 503, 974	44, 139	4, 548, 113
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1, 813, 706		1, 813, 706
プロ伽野性頂金	当第2四半期連結会計期間	1, 935, 970		1, 935, 970
> + ++++++++++++++++++++++++++++++++++	前第2四半期連結会計期間	2, 585, 853		2, 585, 853
うち定期性預金	当第2四半期連結会計期間	2, 525, 022		2, 525, 022
うちその他	前第2四半期連結会計期間	21, 343	16, 487	37, 831
) りて V/世	当第2四半期連結会計期間	42, 981	44, 139	87, 120
滋油料 五人	前第2四半期連結会計期間	_	_	_
譲渡性預金 	当第2四半期連結会計期間	_		_
1= A AA	前第2四半期連結会計期間	4, 420, 904	16, 487	4, 437, 392
総合計	当第2四半期連結会計期間	4, 503, 974	44, 139	4, 548, 113

- (注) 1 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引であります。
 - 2 国際業務部門は、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
 - 3 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 4 定期性預金=定期預金+定期積金

④ 貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

华钰□	前第2四半期連結	会計期間	当第2四半期連結	会計期間
業種別	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	3, 540, 165	100.00	3, 565, 029	100.00
製造業	317, 028	8. 95	333, 862	9. 36
農業,林業	1,613	0.05	1, 432	0.04
漁業	64	0.00	69	0.00
鉱業,採石業,砂利採取業	247	0.01	209	0.01
建設業	85, 024	2. 40	81, 990	2. 30
電気・ガス・熱供給・水道業	9, 007	0. 25	10, 937	0.31
情報通信業	11, 960	0. 34	12, 098	0.34
運輸業,郵便業	77, 339	2. 18	75, 994	2. 13
卸売業,小売業	210, 386	5. 94	224, 955	6. 31
金融業,保険業	136, 850	3. 87	139, 995	3. 93
不動産業,物品賃貸業	472, 929	13. 36	478, 764	13. 43
学術研究,専門・技術サービス業	10, 162	0. 29	9, 534	0. 27
宿泊業,飲食業	22, 904	0.65	22, 062	0.62
生活関連サービス業,娯楽業	23, 005	0.65	23, 438	0.66
教育,学習支援業	7, 150	0.20	6, 622	0. 19
医療・福祉	32, 093	0. 91	32, 616	0.91
その他のサービス	63, 554	1. 79	60, 751	1.70
地方公共団体	226, 426	6. 40	237, 143	6.65
その他	1, 832, 413	51. 76	1, 812, 543	50.84
特別国際金融取引勘定分	_	_	_	_
政府等	_	_	_	_
金融機関	_	_	_	_
その他	_	_	_	_
合計	3, 540, 165		3, 565, 029	

⁽注) 「国内」とは、当社及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間残高は、前第2四半期連結会計期間比807億67百万円増加して、1,754億78百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

前第2四半期連結累計期間は、預金並びに借用金(劣後特約付借入金を除く)の増加による収入が532億81百万円発生しましたが、貸出金及び預け金(日銀預け金を除く)の増加並びに債券貸借取引受入担保金の減少による支出が953億64百万円発生したことを主因として、186億78百万円の支出となりました。当第2四半期連結累計期間は、預け金(日銀預け金を除く)の増加による支出が27億26百万円発生しましたが、貸出金及びコールローン等の減少並びに預金、借用金(劣後特約付借入金を除く)及び債券貸借取引受入担保金の増加による収入が1,688億93百万円発生したことを主因として、前第2四半期連結累計期間比1,799億9百万円増加して、1,612億31百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

前第2四半期連結累計期間は、有価証券の取得による支出5,456億82百万円が、有価証券の売却及び 償還による収入5,373億93百万円を上回ったことから、98億98百万円の支出となりました。当第2四半 期連結累計期間は、有価証券の取得、金銭の信託の増加並びに連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得 による支出6,737億21百万円が、有価証券の売却及び償還による収入5,892億43百万円を上回ったことか ら、前第2四半期連結累計期間比763億45百万円減少して、862億43百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

前第2四半期連結累計期間は、劣後特約付借入れによる収入が55億円発生しましたが、劣後特約付借入金の返済による支出が80億円並びに配当金の支払による支出が55億85百万円発生したことを主因として、77億74百万円の支出となりました。当第2四半期連結累計期間は、配当金の支払による支出が52億8百万円発生しましたが、劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入が100億円発生したことを主因として、前第2四半期連結累計期間比129億1百万円増加して、51億27百万円の収入となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更 及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

(5) 従業員数

連結会社の状況

当第2四半期連結累計期間において、金融商品取引業を営む会社の株式を取得し、子会社化したことから、証券業務において68名増加しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有 する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年 金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出してお ります。

なお、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しており ます。

連結自己資本比率(国内基準)

	伍口	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	項目	金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金	72, 311	72, 311
	うち非累積的永久優先株 (注	1) —	_
	新株式申込証拠金	_	_
	資本剰余金	72, 632	62, 187
	利益剰余金	29, 217	36, 004
	自己株式(△)	1,609	1,007
	自己株式申込証拠金	_	_
	社外流出予定額(△)	_	240
	その他有価証券の評価差損(△)	_	_
基本的項目	為替換算調整勘定	_	_
医本的項目 (Tier 1)	新株予約権	43	54
(ITEL I)	連結子法人等の少数株主持分	1,074	10, 047
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	_	_
	営業権相当額(△)	_	_
	のれん相当額(△)	_	951
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	_	_
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	520	458
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額	(i) ——	
	繰延税金資産の控除金額(△)		
	計 (A	, ,	177, 948
			_
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	_	_
	一般貸倒引当金	38, 066	
補完的項目	負債性資本調達手段等	82,000	85, 000
価元の項目 (Tier 2)		7,000	_
(Tier 2)	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注	4) 75,000	85, 000
	計	120, 066	103, 247
	うち自己資本への算入額 (B	, ,	100, 440
控除項目	控除項目 (注5) (C	· /	
自己資本額	$(A) + (B) - (C) \tag{D}$	· /	277, 038
	資産(オン・バランス)項目	2, 301, 940	
	オフ・バランス取引等項目	34, 953	
リスク・	信用リスク・アセットの額(E		
アセット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F		
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G		
	計(E)+(F) (H		
	本比率(国内基準)=D/H×100(%)	10. 93	
	· 1 比率=A/H×100(%) 5計の資本会は株式種類毎に区分できないため、資本会のうち非	7. 03	

- (注)1 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりま せん。
 - 2 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を 有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。 3 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 4 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償 還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 5 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当 額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、池田泉州銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約 に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

池田泉州銀行の資産の査定の額

生作のロハ	平成24年9月30日	平成25年9月30日	
債権の区分	金額(百万円)	金額(百万円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12, 944	9, 756	
危険債権	44, 750	45, 040	
要管理債権	17, 150	6, 234	
正常債権	3, 515, 742	3, 522, 178	

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	850, 050, 000
第一種優先株式	22, 200, 000
第二種優先株式	27, 750, 000
第三種優先株式	30, 000, 000
第四種優先株式	30, 000, 000
第五種優先株式	30, 000, 000
計	900, 000, 000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	238, 458, 632	同左	東京証券取引所 市場第一部	(注1)
第一種優先株式	7, 400, 000	同左		(注2)
第二種優先株式	23, 125, 000	同左	_	(注2)
計	268, 983, 632	同左		

- (注) 1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。
 - 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
 - 2 資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした第一種優先株式及び第二種優先株式についての定めを定款に定めており、その内容は次のとおりであります。
 - (1) 優先配当金
 - ① 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金(以下「優先配当金」という。)の配当を行う。
 - 第一種優先株式 1株につき 980円を18.5で除した金額
 - 第二種優先株式 1株につき 1,020円を18.5で除した金額
 - ② 非累積条項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う 吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の 配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号 ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

- (2) 残余財産の分配
 - ① 残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。
 - 第一種優先株式 1株につき 25,000円を18.5で除した金額
 - 第二種優先株式 1株につき 20,000円を18.5で除した金額
 - ② 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない(但し、第一種優先株式を有する優先株主は、当社の成立の日から第一種優先株式の優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。)。但し、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

- (4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - ① 法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は株式の分割を行わない。
 - ② 優先株式に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - ③ 優先株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。
- (5) 取得条項
 - ① 平成25年4月1日以降の日で、第一種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日(以下「第一種優先株式取得日」という。)をもって、第一種優先株式1株につき25,000円を18.5で除した金額に、第一種優先株式の優先配当金の額を第一種優先株式取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から第一種優先株式取得日の前日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
 - ② 平成26年4月1日以降の日で、第二種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日(以下「第二種優先株式取得日」という。)をもって、第二種優先株式1株につき20,000円を18.5で除した金額に、第二種優先株式の優先配当金の額を第二種優先株式取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から第二種優先株式取得日の前日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
 - ③ 一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。
- (6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

- (7) 単元株式数 100株
- (8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め 該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は 次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月31日
新株予約権の数(個)	538(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,800(注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成25年9月3日~平成55年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 431 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めると ころに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1 を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた ときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役 会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株
 - 2 「1 (1) ②発行済株式」の内容欄に記載のとおりであります。

3 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記の他、割当日後、これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注3)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 ③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使 することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定す る。
- ① 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす る。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件 前記(注4)に準じて決定する。
- 9 新株予約権の取得条項
 - ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、又は新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 新株予約権者が、(注4)の行使条件に該当しなくなった場合、又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日~ 平成25年9月30日		268, 983, 632	_	72, 311	_	34, 811

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	62, 199	23. 12
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	23, 652	8. 79
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	19, 319	7. 18
株式会社オーシー・ファイナンス	東京都港区港南2丁目15番2号	6, 475	2. 40
ダイキン工業株式会社	大阪市北区中崎西2丁目4番12号 梅田センタービル	6, 406	2. 38
伊丹産業株式会社	兵庫県伊丹市中央5丁目5番10号	5, 542	2.06
池田泉州銀行従業員持株会	大阪市北区茶屋町18番14号	4, 414	1.64
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	4, 192	1. 55
株式会社大林組	東京都港区港南2丁目15番2号	3, 318	1. 23
阪急阪神ホールディングス株式会 社	大阪府池田市栄町1番1号	3, 025	1. 12
計		138, 547	51. 50

- (注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式62,199千株は、信託業務に係る株式であります。 そのうち294千株は、大建工業株式会社が同社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使 の指図権は大建工業株式会社が留保しております。
 - そのうち56千株は、東ソー株式会社が同社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は東ソー株式会社が留保しております。
 - 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式23,652千株は、信託業務に係る株式であります。 そのうち1,677千株は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が同社に委託した退職給付信託の信託財産 であり、その議決権行使の指図権はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社が留保しております。
 - 3 銀行等保有株式取得機構から平成25年4月1日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが(報告義務発生日平成25年3月19日)、当社として当第2 四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
銀行等保有株式取得機構	東京都中央区新川二丁目28番1号	46, 133	17. 15

所有議決権数別

平成25年9月30日現在

		<u> </u>	<u> 25年9月30日現任</u>
氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	621, 995	26. 15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	236, 523	9. 94
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	119, 195	5. 01
池田泉州銀行従業員持株会	大阪市北区茶屋町18番14号	44, 140	1.85
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	41, 928	1.76
伊丹産業株式会社	兵庫県伊丹市中央5丁目5番10号	36, 926	1. 55
株式会社大林組	東京都港区港南2丁目15番2号	33, 188	1. 39
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	26, 119	1.09
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社) (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号) (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	21, 521	0.90
阪急阪神ホールディングス株式会 社	大阪府池田市栄町1番1号	21, 003	0.88
##-		1, 202, 538	50. 55

(注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有議決権数621,995個は、信託業務に係る株式であります。

そのうち2,948個は、大建工業株式会社が同社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使 の指図権は大建工業株式会社が留保しております。

そのうち569個は、東ソー株式会社が同社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は東ソー株式会社が留保しております。

2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有議決権数236,523個は、信託業務に係る株式であります。 そのうち16,779個は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が同社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社が留保しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 7,400,000 第二種優先株式 23,125,000		(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	_		_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 91,100		(注) 2
完全議決権株式(その他)	普通株式 237,847,300	2, 378, 473	(注) 2
単元未満株式	普通株式 520, 232		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	268, 983, 632		
総株主の議決権		2, 378, 473	

- (注) 1 「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」の(注) 2 を参照してください。
 - 2 「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 ② 発行済株式」の(注)1を参照し てください。
 - 3 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が8千株含まれております。
 - また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が83個含まれております。
 - 4 中間連結財務諸表並びに中間財務諸表においては、当社と信託口が一体であるとする会計処理に基づき、当 四半期連結会計期間末に池田泉州銀行従業員持株会専用信託が所有する当社株式1,663,700株を含めて自己株 式として計上しております。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社池田泉州 ホールディングス	大阪市北区茶屋町18番14号	91, 100		91, 100	0.03
∄ †		91, 100	_	91, 100	0.03

(注) 中間連結財務諸表並びに中間財務諸表においては、当社と信託口が一体であるとする会計処理に基づき、当四 半期連結会計期間末に池田泉州銀行従業員持株会専用信託が所有する当社株式1,663,700株を含めて自己株式とし て計上しております。

なお、当該株式は上記「自己株式等」には含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う 会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成し ております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11 年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類 は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号)に基づいて作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平 成25年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(単位:百万円) 当中間連結会計期間 (平成25年9月30日) 前連結会計年度 (平成25年3月31日) 資産の部 184, 293 100,867 現金預け金 コールローン及び買入手形 5,603 984 買入金銭債権 956 971 商品有価証券 108 104 金銭の信託 19,000 26,885 **%**1, **%**8, **%**13 **%**1, **%**8, **%**13 有価証券 1, 169, 201 1, 246, 596 **%**2, **%**3, **%**4, **%**5, **%**6, **%**7, **%**9 **%**2, **%**3, **%**4, **%**5, **%**6, **%**7, **%**9 貸出金 3, 578, 225 3, 565, 029 ^{*6} 4, 376 外国為替 6,683 **%**8 **%**8 その他資産 73, 975 78, 188 ₩10 **※**10 有形固定資産 38, 105 38, 152 無形固定資産 7,617 8,301 繰延税金資産 29, 478 27,658 支払承諾見返 21,758 20,898 貸倒引当金 △54,814 △47, 180 5, 157, 567 資産の部合計 4, 994, 458 負債の部 預金 **%**8 **%**8 4, 490, 736 4, 548, 113 **※**8 **%**8 債券貸借取引受入担保金 124, 915 188, 908 **※**8, **※**11 **%**8. **%**11 借用金 71,909 101,634 外国為替 208 483 **※**12 社債 50,000 60,000 その他負債 ₩8 42, 239 47, 356 賞与引当金 1,708 1,956 退職給付引当金 4,511 4,372 役員退職慰労引当金 136 62 睡眠預金払戻損失引当金 315 366 ポイント引当金 163 191 偶発損失引当金 393 378 特別法上の引当金 0 繰延税金負債 68 113 負ののれん 5 3 支払承諾 21,758 20,898 負債の部合計 4,809,069 4, 974, 838 純資産の部 資本金 72, 311 72, 311 資本剰余金 62, 235 62, 187 利益剰余金 35, 431 36,004 自己株式 $\triangle 1,350$ $\triangle 1,007$ 株主資本合計 168, 627 169, 496 その他有価証券評価差額金 7,808 3,048 繰延ヘッジ損益 0 5 7,809 その他の包括利益累計額合計 3,053 新株予約権 54 63 少数株主持分 8,888 10, 125 182, 729 純資産の部合計 185, 389 負債及び純資産の部合計 4, 994, 458 5, 157, 567

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

(単位:百万円) 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 (自 平成25年4月1日 至 平成24年9月30日) 至 平成25年9月30日) 経常収益 54, 713 53, 856 資金運用収益 34, 169 31, 323 27,704 25,837 (うち貸出金利息) (うち有価証券利息配当金) 6,372 5, 318 役務取引等収益 8,208 9,981 その他業務収益 7, 281 4,936 その他経常収益 5,053 7,615 経常費用 49,805 46,666 資金調達費用 4,861 4,530 (うち預金利息) 3,515 3, 336 役務取引等費用 2,551 2, 492 その他業務費用 459 5,694 営業経費 27, 199 26, 560 **※**2 その他経常費用 14,731 7, 388 7, 189 4,908 経常利益 特別利益 491 3 固定資産処分益 0 負ののれん発生益 491 3 特別損失 37 162 持分変動損失 112 固定資産処分損 35 27 減損損失 2 22 5, 361 7,030 税金等調整前中間純利益 法人税、住民税及び事業税 1,019 590 16 531 法人税等調整額 法人税等合計 1,035 1, 122 少数株主損益調整前中間純利益 4, 325 5,908 少数株主利益 433 257 中間純利益 3,892 5,650

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	4, 325	5, 908
その他の包括利益	△1,892	△4 , 746
その他有価証券評価差額金	△1,894	△4 , 750
繰延ヘッジ損益	1	4
中間包括利益	2, 432	1, 162
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1, 998	894
少数株主に係る中間包括利益	434	267

当中間期変動額合計

当中間期末残高

(単位:百万円) 当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) 株主資本 資本金 当期首残高 72, 311 72, 311 当中間期変動額 当中間期変動額合計 72, 311 当中間期末残高 72, 311 資本剰余金 当期首残高 72,675 62, 235 当中間期変動額 自己株式の処分 $\triangle 42$ $\triangle 48$ 当中間期変動額合計 $\triangle 42$ $\triangle 48$ 72,632 62, 187 当中間期末残高 利益剰余金 当期首残高 30,910 35, 431 当中間期変動額 合併による増減 131 剰余金の配当 $\triangle 5,585$ △5, 208 中間純利益 3,892 5,650 当中間期変動額合計 $\triangle 1,692$ 573 36,004 当中間期末残高 29, 217 自己株式 当期首残高 △1,944 $\triangle 1,350$ 当中間期変動額 自己株式の取得 $\triangle 1$ $\triangle 1$ 337 自己株式の処分 344当中間期変動額合計 335 343 $\triangle 1,609$ 当中間期末残高 △1,007 株主資本合計 当期首残高 173, 952 168, 627 当中間期変動額 合併による増減 131 剰余金の配当 $\triangle 5$, 585 △5, 208 中間純利益 3,892 5,650 自己株式の取得 $\triangle 1$ $\triangle 1$ 294 296 自己株式の処分

868

169, 496

 $\triangle 1,400$ 172,552

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高 当中間期変動額	△11, 878	7, 808
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△1,894	△4, 760
当中間期変動額合計	△1,894	△4, 760
当中間期末残高	△13, 773	3, 048
操延へッジ損益		<u> </u>
当期首残高	$\triangle 2$	C
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	1	4
当中間期変動額合計	1	4
当中間期末残高	$\triangle 0$	5
当期首残高	△11, 880	7,809
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額) _	△1,893	△4, 755
当中間期変動額合計	△1,893	$\triangle 4,755$
当中間期末残高	△13, 774	3, 053
当期首残高	62	63
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△19	△9
当中間期変動額合計	△19	$\nabla \delta$
当中間期末残高	43	54
当期首残高	1, 177	8,888
当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純	$\triangle 72$	1, 236
額)		
当中間期変動額合計	△72	1, 236
当中間期末残高	1, 104	10, 125
純資産合計		
当期首残高	163, 311	185, 389
当中間期変動額		
合併による増減	_	131
剰余金の配当	△5, 585	△5, 208
中間純利益	3, 892	5, 650
自己株式の取得	∆1	Δ1
自己株式の処分	294	296
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△1,984	△3, 528
当中間期変動額合計	△3, 385	$\triangle 2,659$
当中間期末残高	159, 926	182, 729

法人税等の支払額

営業活動によるキャッシュ・フロー

(単位:百万円) 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前中間純利益 5,361 7,030 2, 158 減価償却費 2, 284 減損損失 2 22 のれん償却額 14 38 負ののれん償却額 $\triangle 1$ $\triangle 1$ 負ののれん発生益 △491 $\triangle 3$ 持分法による投資損益(△は益) $\triangle 7$ $\triangle 17$ 貸倒引当金の増減(△) 5, 159 $\triangle 7,633$ 賞与引当金の増減額(△は減少) 198 228 退職給付引当金の増減額(△は減少) $\triangle 139$ 41 △200 役員退職慰労引当金の増減額(△は減少) $\triangle 74$ 睡眠預金払戻損失引当金の増減(△) 24 50 ポイント引当金の増減額(△は減少) 21 28 $\triangle 23$ 偶発損失引当金の増減 (△) $\triangle 14$ 資金運用収益 $\triangle 34, 169$ △31, 323 資金調達費用 4,530 4,861 △4, 076 有価証券関係損益(△) 170 金銭の信託の運用損益(△は運用益) 204 332 為替差損益 (△は益) 12,463 △13, 343 固定資産処分損益(△は益) 35 27 貸出金の純増(△)減 $\triangle 24,022$ 13, 195 預金の純増減(△) 46,938 57, 377 借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 6,342 29,724 (\wedge) $\triangle 6,224$ $\triangle 2,726$ 預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減 商品有価証券の純増(△)減 $\triangle 11$ 3 コールローン等の純増(△)減 $\triangle 1,638$ 4,603 債券貸借取引受入担保金の純増減 (△) △65, 116 63, 993 外国為替(資産)の純増(△)減 1,239 △2, 307 外国為替(負債)の純増減(△) $\triangle 167$ 274 資金運用による収入 32, 312 35, 391 資金調達による支出 $\triangle 5,461$ $\triangle 5,509$ 3, 031 8, 799 その他 小計 $\triangle 18, 168$ 161, 983

 $\triangle 509$

 $\triangle 18,678$

 $\triangle 752$ 161, 231

		(単位・日刀円)
	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△545, 682	△663, 321
有価証券の売却による収入	443, 735	112, 037
有価証券の償還による収入	93, 658	477, 206
金銭の信託の増加による支出	_	△8, 000
有形固定資産の取得による支出	△1, 289	△1, 224
無形固定資産の取得による支出	△339	△591
有形固定資産の売却による収入	18	50
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 支出	_	△2, 400
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9, 898	△86, 243
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	5, 500	_
劣後特約付借入金の返済による支出	△8, 000	_
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行によ る収入	_	10,000
配当金の支払額	△ 5, 585	△5, 208
少数株主への配当金の支払額	$\triangle 24$	$\triangle 7$
自己株式の取得による支出	$\triangle 1$	$\triangle 1$
自己株式の処分による収入	337	344
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7, 774	5, 127
現金及び現金同等物に係る換算差額	66	1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△36, 284	80, 117
現金及び現金同等物の期首残高	130, 996	95, 361
現金及び現金同等物の中間期末残高	^{*1} 94, 711	^{*1} 175, 478

【注記事項】

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

- 1 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社 30社

主要な会社名

株式会社池田泉州銀行

池田泉州TT証券株式会社

池田泉州ターンアラウンド・パートナーズ株式会社

池田泉州コーポレート・パートナーズ株式会社

池田泉州リース株式会社

泉銀総合リース株式会社

池田泉州信用保証株式会社

近畿信用保証株式会社

株式会社池田泉州JCB

株式会社ディーアイ

株式会社池田泉州VC

池田泉州キャピタル株式会社

池田泉州ビジネスサービス株式会社

池田泉州オフィスサービス株式会社

池田泉州モーゲージサービス株式会社

池田泉州システム株式会社

池田泉州投資顧問株式会社

池田泉州ファイナンス株式会社

平成25年4月1日に、株式会社ブイアイは、株式会社池田泉州VCに社名変更いたしました。

(連結の範囲の変更)

池田泉州TT証券株式会社は、株式の取得により当中間連結会計期間から連結しております。

前連結会計年度において連結子会社であった株式会社ジェーアイ(現商号 株式会社池田泉州JC

- B) と株式会社泉州カードは、平成25年7月1日に株式会社ジェーアイを存続会社として合併いたしました。
- (2) 非連結子会社

会社名

Ikeda Preferred Capital Cayman Limited

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- 2 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
 - (2) 持分法適用の関連会社 3社

会社名

株式会社自然総研

株式会社バンク・コンピュータ・サービス 株式会社ステーションネットワーク関西

(3) 持分法非適用の非連結子会社

会社名

Ikeda Preferred Capital Cayman Limited

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- 3 連結子会社の中間決算日等に関する事項
 - (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 12社

9月末日 18社

- (2) 連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる子会社については、各社の中間決算日の中間財務諸表により連結しております。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
- 4 会計処理基準に関する事項
 - (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等(株式及び投資信託については中間連結決算日前1カ月の市場価格等の平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~50年

その他 2年~20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当 社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を 耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保 証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計 上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

銀行業以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び 保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額して おり、その金額は57,940百万円(前連結会計年度末は56,999百万円)であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当 中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年 金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しており ます。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年~12年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年~12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異(9,894百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、 当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給 見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、ポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額 に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性の ある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、国内連結子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(13) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) リース取引の処理方法

(借手側)

連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日 前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっており ます。

(貸手側)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を 計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、 期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとしておりま す。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

また、一部の連結子会社において、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の 方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認 会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行 う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段 の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

(18) 連結納税制度の採用

当社及び一部の連結子会社は法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する連結納税制度を適用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
株式	236百万円	254百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	5,355百万円	5,133百万円
延滞債権額	68,436百万円	70,049百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却 を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令 第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている 貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	14百万円	—百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	14.349百万円	8,711百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりで あります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	88,156百万円	83,893百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度	当中間連結会計期間
(平成25年3月31日)	(平成25年9月30日)
20,956百万円	17,971百万円

※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表 (前連結貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度	当中間連結会計期間
(平成25年3月31日)	(平成25年9月30日)
15,600百万円	15,600百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度		当中間連結会計期	間
	(平成25年3月31日	∃)	(平成25年9月30日	∃)
担保に供している資産				
有価証券	244, 044首	ī万円	363, 760音	万円
その他資産	1,608	<i>II</i>	1, 249	"
a	245, 652	"	365, 009	"
担保資産に対応する債務				
預金	2, 685	"	12, 894	"
債券貸借取引受入担保金	124, 915	JJ	188, 908	"
借用金	34, 487	JJ	47, 204	"
その他負債	_	"	240	"

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れ ております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	38.516百万円	71.502百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、先物取引負担金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
先物取引差入証拠金	2,778百万円	2,918百万円
保証金	5,143百万円	5,230百万円
先物取引負担金	503百万円	503百万円
金融商品等差入担保金	500百万円	2,000百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	662,018百万円	653,778百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	651,749百万円	643,781百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	42, 104百万円	43,122百万円

※11 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	25,000百万円	25,000百万円

- ※12 社債は、劣後特約付無担保社債であります。
- ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債 務の額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間(平成25年9月30日)
12,460百万円	10,474百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
償却債権取立益	764百万円	698百万円
株式等売却益	59百万円	1,066百万円
株式関連派生商品収益	—百万円	1,186百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	5,970百万円	257百万円
貸出金償却	2,572百万円	2,335百万円
株式等償却	1,078百万円	21百万円
統合関連費用	187百万円	—百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日至 平成24年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1, 192, 293	_	953, 834	238, 458	注1
第一種優先株式	74, 000	_	59, 200	14, 800	注1
第二種優先株式	115, 625	_	92, 500	23, 125	注1
合計	1, 381, 918	_	1, 105, 534	276, 383	
自己株式					
普通株式	16, 929	4	14, 131	2, 802	注2、3
合計	16, 929	4	14, 131	2, 802	

- (注) 1 普通株式の発行済株式の減少953,834千株、第一種優先株式の発行済株式の減少59,200千株及び第二種優先 株式の発行済株式の減少92,500千株は、株式併合による減少であります。
 - 2 普通株式の自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取による取得(株式併合前:0千株、株式併合後:3千株)によるものであります。
 - 3 普通株式の自己株式の減少14,131千株は、株式併合による減少11,630千株、単元未満株式の買増請求による 処分0千株(株式併合前:0千株、株式併合後:0千株)、ストック・オプションの権利行使による譲渡298 千株(株式併合前:298千株)及び池田泉州銀行従業員持株会専用信託から池田泉州銀行従業員持株会への譲 渡2,202千株(株式併合前:2,093千株、株式併合後:108千株)によるものであります。
 - 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

			新株予約権の目的となる株式の数(株) 当中間		当中間連結			
区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる	当連結	当中間連絡	吉会計期間	当中間連結	会計期間末	摘要
		株式の種類	会計年度 期首	増加	減少	会計期間末	(百万円)	
当社	ストック・オプションとしての新株 予約権					43		

- 3 配当に関する事項
- (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
	普通株式	3, 574	3	平成24年3月31日	平成24年6月29日
平成24年6月28日 定時株主総会	第一種 優先株式	784	196を18.5で 除した額	平成24年3月31日	平成24年6月29日
是 的你上版去	第二種 優先株式	1, 275	204を18.5で 除した額	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数		摘要
発行済株式					
普通株式	238, 458	_	_	238, 458	
第一種優先株式	7, 400	_		7, 400	
第二種優先株式	23, 125	_		23, 125	
合計	268, 983	_		268, 983	
自己株式					
普通株式	2, 352	2	600	1, 754	注1、2
合計	2, 352	2	600	1, 754	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
 - 2 普通株式の自己株式の株式数の減少600千株は、単元未満株式の買増請求による処分0千株、ストック・オプションの権利行使による譲渡45千株及び池田泉州従業員持株会専用信託から池田泉州従業員持株会への譲渡555千株によるものであります。
 - 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

			新株予	新株予約権の目的となる株式の数(株)				
区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	当連結	当中間連絡	吉会計期間	当中間連結	当中間連結 会計期間末 残高	摘要
		作びの発表	会計年度 期首	増加	減少	会計期間末	(百万円)	
当社	ストック・オプションとしての新株 予約権					54		

- 3 配当に関する事項
- (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
	普通株式	3, 574	15	平成25年3月31日	平成25年6月27日
平成25年6月26日 定時株主総会	第一種 優先株式	392	980を18.5で 除した額	平成25年3月31日	平成25年6月27日
是 的化工版公	第二種 優先株式	1, 275	1,020を18.5で 除した額	平成25年3月31日	平成25年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金預け金勘定	103,940百万円	184, 293百万円
当座預け金	△911百万円	△1,519百万円
普通預け金	△1,908百万円	△3,799百万円
通知預け金	△30百万円	△30百万円
定期預け金	△1,085百万円	△3,085百万円
振替貯金	△293百万円	△381百万円
譲渡性預け金	△5,000百万円	—百万円
現金及び現金同等物	94,711百万円	175, 478百万円

(リース取引関係)

- 1 ファイナンス・リース取引
 - (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - ① リース資産の内容
 - (ア)有形固定資産 車両であります。
 - (イ)無形固定資産 該当ありません。
 - ② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	10	10	_	0
無形固定資産	_	_	_	_
合計	10	10	_	0

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子 込み法によっております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

② 未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

		(中区:日2717)
	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	0	_
1年超	_	_
슴콹	0	_
リース資産減損勘定の残高	_	

(注) 未経過リース料前連結会計年度末残高相当額は、未経過リース料前連結会計年度末残高が有形固定資産の前連 結会計年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払リース料	1	_
リース資産減損勘定の取崩額	_	_
減価償却費相当額	1	_
減損損失	_	

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	644	627
1年超	4, 865	4, 591
合計	5, 509	5, 219

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	100, 867	100, 867	_
(2) コールローン及び買入手形	5, 603	5, 603	_
(3) 買入金銭債権(*1)	946	946	_
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	108	108	_
(5) 金銭の信託	19,000	19, 000	_
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	48, 079	48, 582	503
その他有価証券	1, 113, 986	1, 113, 986	_
(7) 貸出金	3, 578, 225		
貸倒引当金(*1)	△51, 929		
	3, 526, 295	3, 546, 899	20, 603
(8) 外国為替(*1)	4, 374	4, 376	1
資産計	4, 819, 262	4, 840, 370	21, 107
(1) 預金	4, 490, 736	4, 491, 736	1,000
(2) 債券貸借取引受入担保金	124, 915	124, 915	_
(3) 借用金	71, 909	72, 631	721
(4) 外国為替	208	208	_
(5) 社債	50,000	51, 167	1, 167
負債計	4, 737, 769	4, 740, 659	2, 889
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(615)	(615)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	616	616	
デリバティブ取引計	1	1	_

^(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為 替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

^(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

(単位:百万円)

			<u>(単位:白万円)</u>
	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	184, 293	184, 293	_
(2) コールローン及び買入手形	984	984	_
(3) 買入金銭債権(*1)	964	964	_
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	104	104	_
(5) 金銭の信託	26, 885	26, 885	_
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	44, 688	45, 234	545
その他有価証券	1, 194, 248	1, 194, 248	_
(7) 貸出金	3, 565, 029		
貸倒引当金(*1)	△45, 108		
	3, 519, 921	3, 539, 985	20, 064
(8)外国為替(*1)	6, 681	6, 683	1
資産計	4, 978, 772	4, 999, 384	20, 612
(1) 預金	4, 548, 113	4, 548, 771	658
(2) 債券貸借取引受入担保金	188, 908	188, 908	_
(3) 借用金	101, 634	102, 213	579
(4) 外国為替	483	483	_
(5) 社債	60,000	61, 097	1, 097
負債計	4, 899, 138	4, 901, 473	2, 334
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(637)	(637)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	676	676	_
	38	38	
資産計 (1) 預金 (2) 債券貸借取引受入担保金 (3) 借用金 (4) 外国為替 (5) 社債 負債計 デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	6, 681 4, 978, 772 4, 548, 113 188, 908 101, 634 483 60, 000 4, 899, 138	6, 683 4, 999, 384 4, 548, 771 188, 908 102, 213 483 61, 097 4, 901, 473 (637) 676	20, 6

- (*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為 替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しておりま す
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目に ついては、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

ファクタリング業務に係る債権は、貸出金と同様の方法により算定しております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。 なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託 は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、貸出金と同様の方法により算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値 又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決 算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近 似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)及び輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替は、売渡外国為替及び未払外国為替であり、これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6)有価証券」には含まれておりません。

		(単位:百万円)
区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
① 非上場株式(*1)(*2)	5, 652	5, 723
② 組合出資金(*3)	1, 241	1,676
③ その他	4	5
合計	6, 899	7, 404

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時 価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 前連結会計年度において、非上場株式について114百万円減損処理を行っております。 当中間連結会計期間において、非上場株式について21百万円減損処理を行っております。
- (*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

- ※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」を記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	_	_	_
	地方債	_	_	_
時価が連結貸借 対照表計上額を	短期社債	_	_	_
対忠表訂上領を 超えるもの	社債	32, 079	32, 451	372
	その他	12,000	12, 186	186
	小計	44, 079	44, 638	559
	国債	_	_	_
	地方債	_	_	_
時価が連結貸借 対照表計上額を	短期社債	_	_	_
対照表計上額を超えないもの	社債	_	_	_
	その他	4,000	3, 944	△55
	小計	4,000	3, 944	△55
	合計	48, 079	48, 582	503

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債		_	_
	地方債		_	_
時価が中間連結	短期社債		_	_
貸借対照表計上 額を超えるもの	社債	27, 688	27, 964	275
	その他	17, 000	17, 270	270
	小計	44, 688	45, 234	545
	国債		_	_
時価が中間連結	地方債		_	_
貸借対照表計上	短期社債		_	_
額を超えないもの	社債		_	_
	その他		_	_
	小計		_	
	合計	44, 688	45, 234	545

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	50, 474	35, 019	15, 454
	債券	517, 138	514, 509	2, 628
	国債	311, 751	311, 496	254
連結貸借対照表	地方債	29, 672	29, 378	293
計上額が取得原 価を超えるもの	短期社債	_	_	_
	社債	175, 714	173, 634	2,079
	その他	223, 657	213, 974	9, 682
	小計	791, 269	763, 503	27, 766
	株式	19, 711	22, 513	△2, 802
	債券	137, 495	137, 656	△161
連結貸借対照表	国債	89, 410	89, 518	△107
計上額が取得原	地方債	26, 660	26, 668	△8
価を超えないも	短期社債	_	_	_
0	社債	21, 424	21, 469	△44
	その他	165, 509	180, 623	△15, 113
	小計	322, 716	340, 793	△18, 076
	合計	1, 113, 986	1, 104, 297	9, 689

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	60, 639	37, 621	23, 017
	債券	387, 840	385, 995	1,845
中間連結貸借対	国債	226, 017	225, 867	149
甲間連結員信刈 照表計上額が取	地方債	28, 806	28, 601	204
得原価を超える もの	短期社債	_	_	_
80)	社債	133, 017	131, 526	1, 490
	その他	120, 303	118, 616	1, 687
	小計	568, 782	542, 233	26, 549
	株式	14, 512	16, 978	$\triangle 2,465$
	債券	259, 042	259, 322	△279
	国債	123, 407	123, 521	△114
中間連結貸借対 照表計上額が取	地方債	29, 305	29, 320	△14
得原価を超えな いもの	短期社債	_	_	_
(160)	社債	106, 329	106, 480	△150
	その他	351, 909	369, 444	△17, 534
	小計	625, 465	645, 745	△20, 279
	合計	1, 194, 248	1, 187, 978	6, 269

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、212百万円(すべて株式)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,808百万円(すべて投資信託)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

- 1 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) 該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	A 15 (-1-15)
	金額(百万円)
評価差額	9, 689
その他有価証券	9, 689
その他の金銭の信託	_
(△)繰延税金負債	1, 813
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,876
(△)少数株主持分相当額	67
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	_
その他有価証券評価差額金	7, 808

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	6, 269
その他有価証券	6, 269
その他の金銭の信託	_
(△)繰延税金負債	3, 143
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3, 125
(△)少数株主持分相当額	77
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	_
その他有価証券評価差額金	3, 048

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決 算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに 当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバ ティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨先物				
	売建	_	_	_	_
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	通貨オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	通貨スワップ	46, 607	36, 111	75	75
	為替予約				
	売建	35, 471	_	△673	△673
	買建	8, 260	_	$\triangle 17$	△17
亡帝	通貨オプション				
店頭	売建	6, 938	4, 792	△351	271
	買建	6, 938	4, 792	351	△186
	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	<u> </u>	_
	合計			△615	△530

⁽注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円) 契約額等のうち 1年超のもの (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨先物				
	売建	_	_	_	_
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	通貨オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	通貨スワップ	36, 994	27, 995	65	65
	為替予約				
	売建	39, 186	_	△609	△609
	買建	7, 957	_	△54	△54
店頭	通貨オプション				
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	売建	8, 581	5, 911	△394	245
	買建	8, 581	5, 911	394	△142
	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	<u> </u>	_
	合計			△598	△495

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在) 該当ありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	債券先物				
	売建	35, 602	_	△38	△38
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	債券先物オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	債券店頭オプション				
	売建	_	_	_	_
店頭	買建	_	_	_	_
	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	合計			△38	△38

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の 方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時 価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体 がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 金利先物 金利オプション その他	_	_ _ _ _ _	- - - -	_ _ _ _ _
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	借用金	— 100		(注) 2
	合計				

(注) 1 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借用金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借用金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
百川仏加畑	通貨スワップ	り化油の方体証光	5, 165	940	△3
原則的処理 方法	為替予約	外貨建の有価証券 等	30, 882	_	619
73 12	その他	7		_	_
為替予約等の	通貨スワップ		_	_	_
振当処理	為替予約	_			_
	合計				616

- (注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ 為替予約 その他	外貨建の有価証券 等	25, 993 34, 747 —		△2 678 —
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ 為替予約	_	_ _	_	_ _
	合計				676

- (注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

(ストック・オプション等関係)

1 ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業経費	11百万円	12百万円

2 ストック・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日至 平成24年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

決議年月日	平成25年7月31日		
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役10子会社執行役員16		
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 53,800		
付与日	平成25年9月2日		
権利確定条件	退任後10日以内の権利行使		
対象勤務期間	平成25年9月2日から退任日		
権利行使期間	平成25年9月3日から平成55年7月31日まで		
権利行使価格(円)	1		
付与日における公正な評価単価(円)	430		

⁽注) 株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

- 1 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的 形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠
 - (1)被取得企業の名称及びその事業の内容 被取得企業の名称 池田泉州TT証券株式会社 事業の内容 金融商品取引業
 - (2) 企業結合を行った主な理由

当社グループの持つ強固な営業基盤と、東海東京フィナンシャル・グループの証券業を中心とする高度なノウハウ・機能を融合させた、地域に根ざした新しい形の証券会社、池田泉州TT証券を子会社として当社グループに加え、資産運用分野において多様化・高度化する地域のお客さまのニーズにより的確にお応えするとともに、グループの総合的な金融機能・提案力の強化を図ることを目的としております。

(3) 企業結合日

平成25年9月2日

- (4) 企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称 企業結合の法的形式 株式取得 結合後企業の名称 変更ありません。
- (5) 取得した議決権比率60.0%
- (6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

池田泉州TT証券株式会社は、当社及び池田泉州銀行の営業地域における豊富なネットワークと、独立系フルライン型の証券会社として東海東京証券が培ってきた金融商品取引業に関するノウハウを最大限活かして、地域及び地域のお客さまのお役に立つ証券会社を目指すことができると考えたものです。

- 2 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成25年9月30日に企業結合したものとみなしているため該当ありません。
- 3 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価

2,400百万円

4 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

222百万円
264百万円
11百万円
2百万円
501百万円
393百万円
393百万円

- 5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - (1) 発生したのれんの金額 951百万円
 - (2) 発生原因

被取得企業に係る当行の持分額と取得価額との差額により、発生したものであります。

- (3) 償却方法及び償却期間 5年間の均等償却。
- 6 企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間 連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
期首残高	165百万円	140百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円	—百万円
時の経過による調整額	3百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	△22百万円	—百万円
その他増減(△は減少)	△6百万円	—百万円_
期末残高	140百万円	141百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはリース業務等が含まれております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	27, 704	12, 925	14, 083	54, 713

⁽注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

				(1 1 1 1 7 3 1 3 7
	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	25, 837	12, 442	15, 576	53, 856

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)	
1株当たり純資産額	円	591. 97	581. 10	

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	185, 389	182, 729
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	45, 619	45, 179
(うち第一種優先株式払込金額)	10,000	10,000
(うち第一種優先株式配当額)	392	_
(うち第二種優先株式払込金額)	25,000	25, 000
(うち第二種優先株式配当額)	1, 275	_
(うち新株予約権)	63	54
(うち少数株主持分)	8, 888	10, 125
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	139, 769	137, 549
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	236, 105	236, 703

⁽注) 当社は、平成24年8月1日に、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式について、それぞれ、5株を 1株の割合で併合いたしました。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資 産額を算定しております。

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	16. 53	23. 90
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,892	5, 650
普通株主に帰属しない金額	百万円	_	_
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,892	5, 650
普通株式の期中平均株式数	千株	235, 360	236, 412
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	16. 52	23. 88
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	_	_
普通株式増加数	千株	113	132
うち新株予約権	千株	113	132
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		_	_

(注) 当社は、平成24年8月1日に、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式について、それぞれ、5株を 1株の割合で併合いたしました。前中間連結会計期間の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり 中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(多額の社債の発行)

当社の完全子会社である株式会社池田泉州銀行は、平成25年11月11日開催の取締役会において、劣後特約付無担保社債を発行することを決議いたしました。

発行価額 各社債の金額100円につき金100円

発行総額 10,000百万円以内

償還期限 5年超10年1カ月以内

償還方法 満期一括償還

ただし、発行日から5年目の利払日以降、金融庁の承認を得たうえで、各利払日に

おいて期限前償還できるものとする

また、期限前に、金融庁の承認を得たうえで、買入消却できるものとする

利率 当初5年間は固定金利とし、5年スワップレート+1.50%以下

当初5年間以降は変動金利とし、6カ月円Libor+3.00%以下

利息の支払方法 6カ月毎の後払い

発行時期 平成26年3月31日まで

資金使途 一般運転資金に充当する

2 【その他】

該当事項はありません。

	前事業年度	<u>(単位:百万円</u> 当中間会計期間
	(平成25年3月31日)	(平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5, 265	1, 309
有価証券	_	6,000
未収還付法人税等	2, 197	3, 775
その他	546	274
流動資産合計	8, 009	11, 359
固定資産		
有形固定資産	*1 12	% 1
無形固定資産	23	23
投資その他の資産		
関係会社株式	182, 793	185, 193
その他	0	(
投資その他の資産合計	182, 793	185, 193
固定資産合計	182, 829	185, 224
操延資産	52	
		35
資産合計	190, 891	196, 619
負債の部		
流動負債		
未払費用	55	66
未払法人税等	31	24
未払消費税等	1	10
短期借入金	10,000	10, 000
賞与引当金	12	11
その他	1,582	2, 434
流動負債合計	11, 682	12, 546
固定負債		
長期借入金	1, 331	1, 028
その他	8	(
固定負債合計	1, 339	1,034
負債合計	13, 022	13, 581
純資産の部		10,002
株主資本		
資本金	72, 311	72, 311
資本剰余金	12, 511	12, 011
資本準備金	34, 811	34, 811
その他資本剰余金	65, 574	65, 525
資本剰余金合計	100, 385	100, 337
	100, 300	100, 551
利益剰余金		
その他利益剰余金	6.450	11 04
繰越利益剰余金	6, 458	11, 341
利益剰余金合計	6, 458	11, 341
自己株式	△1,350	$\triangle 1,007$
株主資本合計	177, 805	182, 983
新株予約権	63	54
純資産合計	177, 869	183, 037
負債純資産合計	190, 891	196, 619

(2)【中間損益計算書】

		(単位:百万円 <u>)</u>
	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業収益	6, 054	10, 585
営業費用	<u>*1</u> 371	*1 422
営業利益	5, 682	10, 162
営業外収益	*2 18	*2 12
営業外費用	*3 24	**3 59
経常利益	5, 677	10, 116
税引前中間純利益	5, 677	10, 116
法人税、住民税及び事業税	6	26
法人税等調整額	3	$\triangle 1$
法人税等合計	10	24
中間純利益	5, 666	10, 091

(単位:百万円) 前中間会計期間 当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 株主資本 資本金 当期首残高 72, 311 72, 311 当中間期変動額 当中間期変動額合計 72, 311 当中間期末残高 72, 311 資本剰余金 資本準備金 当期首残高 34,811 34, 811 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 34,811 34,811 その他資本剰余金 当期首残高 76,013 65, 574 当中間期変動額 自己株式の処分 $\triangle 42$ $\triangle 48$ 当中間期変動額合計 $\triangle 42$ $\triangle 48$ 75,970 65, 525 当中間期末残高 資本剰余金合計 当期首残高 110,825 100, 385 当中間期変動額 自己株式の処分 $\triangle 42$ $\triangle 48$ 当中間期変動額合計 $\triangle 42$ $\triangle 48$ 当中間期末残高 110, 782 100, 337 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 当期首残高 6, 394 6,458 当中間期変動額 剰余金の配当 $\triangle 5,585$ $\triangle 5,208$ 中間純利益 5,666 10,091 当中間期変動額合計 81 4,882 当中間期末残高 6,476 11, 341 利益剰余金合計 当期首残高 6,394 6,458 当中間期変動額 $\triangle 5,585$ △5, 208 剰余金の配当 5,666 中間純利益 10,091 当中間期変動額合計 81 4,882 当中間期末残高 6,476 11, 341

	상라면 스키 HNH	(単位:百万円)
	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
自己株式		
当期首残高	$\triangle 1,944$	$\triangle 1,350$
当中間期変動額		
自己株式の取得	$\triangle 1$	$\triangle 1$
自己株式の処分	337	344
当中間期変動額合計	335	343
当中間期末残高	△1, 609	△1,007
株主資本合計		
当期首残高	187, 586	177, 805
当中間期変動額		
剰余金の配当	△5, 585	△5, 208
中間純利益	5, 666	10, 091
自己株式の取得	$\triangle 1$	$\triangle 1$
自己株式の処分	294	296
当中間期変動額合計	374	5, 178
当中間期末残高	187, 961	182, 983
新株予約権		
当期首残高	62	63
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△19	△9
当中間期変動額合計	△19	△9
当中間期末残高	43	54
純資産合計		
当期首残高	187, 648	177, 869
当中間期変動額		
剰余金の配当	$\triangle 5$, 585	△5, 208
中間純利益	5, 666	10, 091
自己株式の取得	△1	△1
自己株式の処分	294	296
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△19	△9
当中間期変動額合計	355	5, 168
当中間期末残高	188, 004	183, 037

【注記事項】

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年~10年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

3 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

5 連結納税制度の採用

当社及び一部の連結子会社は法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	34百万円	39百万円

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	5百万円	4百万円
無形固定資産	5百万円	4百万円

※2 営業外収益のうち主要なものは次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
受取利息	1百万円	3百万円
雑収入	17百万円	8百万円

※3 営業外費用のうち主要なものは次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
創立費償却	17百万円	17百万円
支払利息	7百万円	40百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	16, 929	4	14, 131	2, 802	注1、2
合計	16, 929	4	14, 131	2, 802	

- (注) 1 普通株式の自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取による取得(株式併合前:0千株、株式併合後:3千株)によるものであります。
 - 2 普通株式の自己株式の減少14,131千株は、株式併合による減少11,630千株、単元未満株式の買増請求による 処分0千株(株式併合前:0千株、株式併合後:0千株)、ストック・オプションの権利行使による譲渡298 千株(株式併合前:298千株)及び池田泉州銀行従業員持株会専用信託から池田泉州銀行従業員持株会への譲 渡2,202千株(株式併合前:2,093千株、株式併合後:108千株)によるものであります。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

				(+	1 <u>1</u> • 1 1/N/
	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2, 352	2	600	1, 754	注1、2
合計	2, 352	2	600	1, 754	

- (注) 1 普通株式の自己株式の増加2千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
 - 2 普通株式の自己株式の減少600千株は、単元未満株式の買増請求による処分0千株、ストック・オプションの権利行使による譲渡45千株及び池田泉州従業員持株会専用信託から池田泉州従業員持株会への譲渡555千株によるものであります。

(リース取引関係)

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表 (貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

		(十匹・日沙丁		
		前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
	子会社株式	182, 793	185, 193	
Ī	関連会社株式	_		
	合計	182, 793	185, 193	

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(企業結合等関係)

該当ありません。

(資産除去債務関係)

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	24. 07	42. 68
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	5, 666	10, 091
普通株主に帰属しない金額	百万円	_	_
普通株式に係る中間純利益	百万円	5, 666	10, 091
普通株式の期中平均株式数	千株	235, 360	236, 412
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	24.06	42. 66
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	_	_
普通株式増加数	千株	113	132
うち新株予約権	千株	113	132
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定に含めなか った潜在株式の概要		_	_

⁽注) 当社は、平成24年8月1日に、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式について、それぞれ、5株を 1株の割合で併合いたしました。前中間会計期間の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり中間 純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月21日

株式会社 池田泉州ホールディングス 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 憲一郎 印 荒 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 中 \blacksquare 宏 和 印 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田泉州ホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社池田泉州ホールディングス及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月21日

株式会社 池田泉州ホールディングス 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 憲一郎 印 荒 井 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 \blacksquare 中 宏 和 印 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田泉州ホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社池田泉州ホールディングスの平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって 終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示 しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成25年11月22日

【会社名】 株式会社池田泉州ホールディングス

【英訳名】 Senshu Ikeda Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤 田 博 久

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長藤田博久は、当社の第5期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。